

# 網走市こども計画策定支援業務 公募型プロポーザル実施要領

令和8年4月

網走市健康福祉部子育て支援課

## 網走市こども計画策定支援業務公募型プロポーザル実施要領

網走市こども計画策定支援業務の内容並びに同業務に係るプロポーザルの各種手続、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

### **第1. 趣旨**

こども基本法（令和4年法律第77号）第10条の規定に基づき、国が策定した「こども大綱」及び「北海道こども計画（令和7年3月策定）」を勘案し、網走市におけるこども施策を総合的かつ計画的に推進するための「網走市こども計画」（以下「本計画」という。）を策定することを目的とする。

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく「第3期網走市子ども・子育て支援事業計画」に加え、次世代育成支援対策推進法、子どもの貧困対策の推進に関する法律、子ども・若者育成支援推進法等に関連する計画を一体のものとして策定し、本市のこども施策の指針となるものである。

なお、計画期間は令和9年度から令和11年度までの3か年とする。

本業務は、網走市の既存の子ども・子育て関連計画の現状分析・評価及び課題の整理、子どもや子育て家庭、若者など市民の意識と生活実態や動向等を把握するためのニーズ調査、子どもや若者からの意見聴取、分析、計画策定の支援、こども施策に係る事務の実施に伴う協議及び連絡調整を行うための会議の運営支援業務等を一体的に実施し、その結果を踏まえて、網走市こども計画策定の業務支援を行うことを目的とする。

以上を踏まえ、本事業を実施する事業者を選定すべく、本実施要領に基づき提案を募集する。

### **第2. 業務概要**

(1) 業務名

網走市こども計画策定支援業務

(2) 業務内容

「網走市こども計画策定支援業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 見積価格上限額（契約限度額）

この業務に係る見積価格上限額は、4,532,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）となっていることから、業務委託料の積算にあつては、見積価格上限額の範囲内とすること。

### **第3．担当部署**

網走市 健康福祉部 子育て支援課 担当: 里見 (サトミ)  
〒093-8555 北海道網走市南5条東1丁目10番地 (庁舎1階 ⑨番窓口)  
電話: 0152-67-5426 (直通)  
E-mail: ZUSR-KF-KOSODATE@city.abashiri.hokkaido.jp

### **第4．実施の公告**

(1) 公告方法

網走市公式ウェブサイトおよび網走市役所掲示場

(ウェブサイトURL:

<https://www.city.abashiri.hokkaido.jp/soshiki/14/21784.html>

(2) 公告年月日

令和8年5月7日 (木)

### **第5．参加資格**

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者でなければならない。

(1) 網走市建設工事、測量、建設コンサルタント等業務及び網走市物品等競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）の登録者または下記書類により参加資格要件を審査し、参加資格を有すると判断できる者。

ア 法人にあっては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）

イ 個人にあっては、破産手続開始決定の確定通知（破産宣告の通知を含む）などを受けていない証明書の写し

ウ 法人にあっては、直近年度の国税（法人税並びに消費税及び地方消費税）及び網走市税の納税証明書（未納がないことが確認できるもの）

エ 個人にあっては、直近年度の国税（所得税及び復興特別所得税並びに消費税及び地方消費税）及び網走市税の納税証明書（未納がないことが確認できるもの）

(2) 網走市建設工事業務委託請負業者資格審査及び指名基準に関する要綱別表第3及び物品の調達等に係る指名停止等措置要項に基づく指名停止を受けていないこと

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと

(5) 網走市暴力団の排除の推進に関する条例（平成27年網走市条例第2号）に規定する暴力団員等でないこと及び暴力団員等との関係を有していない者であること

## 第6．実施スケジュール

内 容	予定時期
公告日	令和8年5月7日（木）
参加表明書の提出	令和8年5月7日（木）～5月26日（火）
質問書受付	令和8年5月7日（木）～5月20日（水）
質問書回答	令和8年5月22日（金） ＊最終回答日
参加資格要件通知	令和8年5月29日（金）
企画提案書等の提出	令和8年6月8日（月）
ヒアリング審査（予定）	令和8年6月25日（木）
選定結果の通知・公表	令和8年6月30日（火）
契約締結	令和8年7月上旬

## 第7．公募型プロポーザルの中止等について

- (1) 緊急時等やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認められる場合は、本プロポーザルを停止し、中止し、又は取り消すことがある。
- (2) 参加表明書の提出状況により、実施スケジュールの内容等を変更することがある。
- (3) 中止等のお知らせは、網走市公式ウェブサイト上に掲載する。
- (4) 上記の場合においても、本プロポーザルに要した費用を当市に請求することはできない。

## 第8．参加表明書の提出等

本プロポーザルに参加しようとする者は、次のとおり提出書類および添付書類（以下「参加表明書等」という。）を提出しなければならない。なお、期限までに参加表明書等を提出しない者または参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

- (1) 提出書類 各1部
  - ① 参加表明書（様式1）
  - ② 事業者概要書（様式2）（所定の記載事項が確認できれば任意様式でも可）
  - ③ 業務実績概要書（様式3）
- (2) 添付書類 各1部
  - ① 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（原本）
  - ② 消費税および地方消費税について未納税額のない証明書（原本）

③ 納税証明書（原本）

※本店所在地の市町村民税（本店所在地が特別区にある場合は都税）に滞納がないことの証明書とする。

※網走市に納税義務のない場合は、「網走市税に関する申立書」（様式4）を提出すること。

④ 直近3ヶ年の財務諸表

※①～③までの証明書については、発行後3ヶ月以内のものに限る。

(3) 参加表明書等の提出方法

① 提出期限 令和8年5月26日（火）午後5時まで

② 提出方法 担当部署宛てに、持参又は郵送で提出するものとする。郵送の場合は特定記録、簡易書留、書留のいずれかによるものとし、提出期限必着とする。

## **第9．参加資格の審査及び確認結果の通知**

提出された参加表明書等の内容について、参加資格を満たしているかを確認し、その結果について令和8年5月29日（金）午後5時までに次に掲げる事項を記載した確認結果通知を電子メールにて提出者宛てに通知する。

(1) 参加資格を有すると認めた者にあつては、参加資格がある旨および企画提案書の提出を要請する旨

(2) 参加資格を有しないと認めたものにあつては、参加資格がない旨、その理由、所定の期限までにその理由について説明を求めることができる旨およびその方法等

## **第10．質問および回答**

本業務および本プロポーザルについて質問がある場合は、次のとおりとする。

(1) 受付期間 令和8年5月7日（木）～5月20日（水）午後5時

(2) 質問は所定の質問書（様式5）を電子メールにて担当部署宛てに提出（送信）し、その後電話にて担当部署へ送達確認をすること。

※質問書を提出後の送達確認の電話連絡は、上記提出期限内の土、日、祝日の閉庁日を除く午前9時から午後5時までとする。

(3) 質問書を提出する場合は「網走市こども計画」の文言を必ずメール件名の冒頭にいれること。

(4) 質問書は、Wordファイルにて提出すること。

(5) 質問書に関する回答は、令和8年5月22日（金）までに質問者宛てに電子メールで回答するほか、市公式ウェブサイトにて質問とともに回答する。この場合、質問者の事業所名や氏名は公表しないものとし、また回答書に記載した内容は実施要領の追加または修正として取り扱うものとする。

## 第11. 選定方法および提出書類

参加資格が認められた参加者を対象に、企画提案書等の提出を求めるほか、企画提案内容のプレゼンテーションおよびヒアリング審査（以下「ヒアリング審査等」という。）を実施する。

### （1）提出書類

- ①業務実施体制表（様式6）
- ②緊急時等連絡フロー図（様式7）
- ③企画提案書（様式8に企画提案書（任意様式）を付し提出すること）
- ④見積書（様式9）
- ⑤業務工程計画表（様式10）

### （2）提出部数 各7部およびPDFデータ 一式

### （3）提出期限 令和8年6月8日（月）午後5時必着

### （4）提出方法 担当部署宛てに、持参または郵送で提出するものとする。郵送の場合は、特定記録、簡易書留、書留のいずれかによるものとし、提出期限必着とする。また、PDFデータ一式については、担当部署に電子メール等にて送付すること。なお、その際も送達確認をすること。

### （5）提出上の注意事項

- ①提出書類は全て紙媒体とし、用紙のサイズはA4判とすること。なお、企画提案書内の図面等は、必要に応じてA3判の使用も認めるが、編さんの際はA4判に合わせた片袖折りとすること。
- ②企画提案内容の補完のために、画像やイラスト等を用いることを可とする。また、カラー印刷も可とする。
- ③使用する文字の大きさは10ポイント以上とする。また企画提案書にはページ番号を付番すること。
- ④提出後の記載内容の変更および差し替えは不可とする。
- ⑤企画提案書等については、後述するヒアリング審査等における説明資料とする。

### （6）提出書類の取り扱い

- ①提出された書類は、返却しない。また応募者の許可なく本事業の選定以外には使用しない。
- ②提出された書類は、プロポーザル審査のために複製することがある。また、市が必要と認めた場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- ③提出内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権および商標権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている方法等を使用することにより生ずる責任は、原則としてプロポーザル応募者が負うものとする。
- ④提案書の提出は、1者につき1案とする。

### （7）ヒアリング審査等

ヒアリング審査等は、次のとおり実施する。

- ①企画提案者に対し、ヒアリング審査等を令和8年6月25日（木）（予定）に実施する。
- ②ヒアリング審査等の時間、会場および順番は、参加者宛てに別途通知する。
- ③出席者は、現場責任者（予定）を含めた最大3人までとする。
- ④ヒアリングは1社40分（提案説明25分、質疑15分）とし、順次個別に行う。
- ⑤ヒアリング審査等ではパソコンの使用を可能とするが、使用するパソコンは企画提案者が用意し自ら操作すること。なお、パソコンの設置準備時間は持ち時間から除く（プロジェクターおよびスクリーン、パソコンと接続するHDMIケーブルは市が用意する）。
- ⑥ヒアリング審査等を欠席した場合は、企画提案書等の審査、評価および特定から除く。

## **第12. 参加の辞退**

参加表明書または企画提案書の提出後に本プロポーザルへの参加を辞退したい場合は、令和8年6月12日（金）までに、辞退届（任意様式）を担当部署宛てに持参、郵送または電子メールで送付すること。郵送の場合は特定記録、簡易書留、書留のいずれかによるものとする。また、電子メールの場合は電話での送達確認をすること。

## **第13. 契約候補者の選定、通知および公表**

### （1）契約候補者の選定方法

網走市こども計画策定支援業務プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、応募書類とともに別添の評価基準表により審査した結果をもとに、契約候補者を選定する。なお、審査は非公開とする。

審査の総合得点が最も高い者を契約候補者として選定し、最高点の者が複数いた場合は、提示した金額の最も安価な者を契約候補者として選定する。ただし、各選定委員の評価点の合計得点が満点の6割を超えない場合は、契約候補者として選定しない。このとき、審査対象者が1社の場合でも、合計得点が満点の6割を超える場合は契約候補者として選定する。

### （2）審査結果の通知

契約候補者を選定した結果は、令和8年6月30日（火）に参加者全員に対し郵送により次の事項を通知する。

- ①当該参加者及び契約候補者名
- ②評価結果（評価項目別点数、合計点数）
- ③契約候補者にあつては、今後の契約手続きの旨

### （3）審査結果の公表

審査結果は、網走市公式ウェブサイトにおいて次の事項について公表するものとする。

- ①契約候補者名
- ②契約候補者以外の参加者（全員）
- ③評価点数（評価項目別点数及び総合点数）

※契約候補者及び参加者の全てについて点数公表を行う。

※委員ごとの点数は、委員名を記号表記とするほか、外部委員には「外」の表記をしたうえで公表する。

- ④契約候補者の特定理由
- ⑤選定委員の氏名及び所属
- ⑥その他必要な事項

(4) 審査結果に対する問合せ

契約候補者に特定されなかった者は、その理由について審査結果の通知を受領した日の翌日から起算して5日以内に担当部署に対して説明を求めることができる。なお、説明を求める場合は、あらかじめ担当部署が指定する方法による所定の手続きを経るものとする。

## **第14. 契約に関する基本事項**

(1) 契約の締結

原則、企画提案時に提出された見積書をもって随意契約とする。ただし、市と契約候補者で本業務について協議し、内容について合意の上、業務委託仕様書を再作成する場合はその仕様書に基づく見積書を徴し、随意契約の方法により契約を締結する。

なお、特別の理由がなく、企画提案時と比較し見積額が著しく異なる等不誠実な行為があったときは、失格とする。また、契約候補者が次に掲げる事項に該当する場合には、次点者と協議し、協議が整った場合には、次点者と契約を締結することができるものとする。

- ①交渉が不調となった場合。
- ②地方自治法施行例第167条の4に規定される者に該当した場合。
- ③その他の理由により契約候補者との間で契約ができなかった場合。

(2) 再委託等の禁止

- ①本委託業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。
- ②本業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。

(3) 契約保証金

免除する。

(4) 契約書作成の要否

作成を要する。

(5) 契約金額の支払条件

後払いとする。

(6) その他

上記に定める以外の委託契約の締結にあたっては、地方自治法及び網走市契約に関する規則をはじめとする諸規定を適用する。

## **第15. その他**

- (1) 次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。
- ①提出期限までに企画提案書等が提出されない場合。
  - ②提出書類に虚偽の記載があった場合。
  - ③実施要領等で示された提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合。
  - ④審査結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合。
- (2) 秘密の保持
- ①受託者は、業務上知り得た秘密・個人情報を業務以外の目的に使用し、又は委託者の事前の承諾を得ることなく第三者に開示してはならない。
  - ②受託者は、業務の遂行にあたり個人情報保護法を遵守し、取得した個人情報の取扱いに最大限の注意を払うこと。
  - ③受託者は、本業務を実施する上で知り得た個人情報については、適切な管理を行うこと。
- (3) 本プロポーザルにおいて使用する言語および通貨は、日本語および日本通貨とする。
- (4) 提出書類の作成、提出およびヒアリング審査等の参加費用は、参加者の負担とする
- (5) 市は、参加者から提出された書類について、網走市情報公開条例（平成11年条例第29号）の規定による請求に基づき第三者に開示することがある。